

5 認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
32 1111	認知症共同生活介護 I 1	イ 認知症対応型共同生活介護 介護費 (1) 認知症対応型共同生活介護費 (1)	要介護1 759 単位	759	1日につき
32 1113	認知症共同生活介護 I 1・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	736	
32 1121	認知症共同生活介護 I 2		要介護2 795 単位	795	
32 1123	認知症共同生活介護 I 2・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	771	
32 1131	認知症共同生活介護 I 3		要介護3 818 単位	818	
32 1133	認知症共同生活介護 I 3・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	793	
32 1141	認知症共同生活介護 I 4		要介護4 835 単位	835	
32 1143	認知症共同生活介護 I 4・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	810	
32 1151	認知症共同生活介護 I 5		要介護5 852 単位	852	
32 1153	認知症共同生活介護 I 5・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	826	
32 2111	認知症共同生活介護 II 1		要介護1 747 単位	747	
32 2113	認知症共同生活介護 II 1・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	725	
32 2121	認知症共同生活介護 II 2		要介護2 782 単位	782	
32 2123	認知症共同生活介護 II 2・夜減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	759	
32 2131	認知症共同生活介護 II 3		要介護3 806 単位	806	
32 2133	認知症共同生活介護 II 3・夜減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	782		
32 2141	認知症共同生活介護 II 4	要介護4 822 単位	822		
32 2143	認知症共同生活介護 II 4・夜減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	797		
32 2151	認知症共同生活介護 II 5	要介護5 838 単位	838		
32 2153	認知症共同生活介護 II 5・夜減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	813		
32 6161	認知症対応型夜間支援体制加算 I	夜間支援体制加算 50 単位加算	50		
32 6171	認知症対応型夜間支援体制加算 II	夜間支援体制加算(Ⅱ) 25 単位加算	25		
32 6109	認知症対応型若年性認知症受入加算	夜間支援体制加算(Ⅰ) 120 単位加算	120		
32 6142	認知症対応型看取り介護加算 1	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 144 単位加算	144		
32 6143	認知症対応型看取り介護加算 2	(2) 死亡日以前2日又は3日 680 単位加算	680		
32 6144	認知症対応型看取り介護加算 3	(3) 死亡日 1,280 単位加算	1,280		
32 1550	認知症対応型初期加算	ハ 初期加算(入居日から30日以内の期間) 30 単位加算	30		
32 1600	認知症対応型医療連携体制加算	二 医療連携体制加算 39 単位加算	39		
32 6502	認知症対応型退居時相談援助加算	ホ 退居時相談援助加算 400 単位加算	400	1回限り	
32 6133	認知症対応型認知症専門ケア加算 I	ヘ 認知症専門ケア加算 3 単位加算	3	1日につき	
32 6134	認知症対応型認知症専門ケア加算 II	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 4 単位加算	4		
32 6100	認知症対応型サービス提供体制加算 I 1	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 18 単位加算	18		
32 6101	認知症対応型サービス提供体制加算 I 2	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 12 単位加算	12		
32 6102	認知症対応型サービス提供体制加算 II	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 5 単位加算	5		
32 6103	認知症対応型サービス提供体制加算 III	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 単位加算	6		
32 6107	認知症対応型処遇改善加算 I	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位加算	6		
32 6104	認知症対応型処遇改善加算 II	1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 83/1000 加算		1月につき	
32 6105	認知症対応型処遇改善加算 III	2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 46/1000 加算			
32 6106	認知症対応型処遇改善加算 IV	3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算 4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算			